

阪神高速道路株式会社 第8回定時株主総会

議事次第

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日） 午後1時30分

2. 場 所 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
当社 本社11階会議室

3. 会議の目的事項

報告事項 第8期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役選任の件

第3号議案 監査役選任の件

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金支給の件

(報告事項)

事業報告

平成 24 年 4 月 1 日から
平成 25 年 3 月 31 日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、当初、東日本大震災の復興需要等を背景として緩やかに回復しつつあったものの、夏場以降は世界景気の減速等の影響を受け、徐々に弱い動きとなりました。しかし、冬場以降、円高の是正・デフレからの早期脱却に向けた経済対策・金融政策等の効果を背景として、一部に弱さが残るものの持ち直しの動きがみられる状況となりました。関西経済についても、なお弱めながらも、持ち直しに向けた動きが徐々に広がりつつあります。

このような経営環境の中、阪神高速グループは、「先進の道路サービスへ」という企業理念の下、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に引き続き貢献すべく、事業の着実な展開に努めて参りました。

高速道路事業におきましては、関西都市圏の交通の大動脈である阪神高速道路ネットワークを 24 時間 365 日体制でお客さまに提供するとともに、平成 24 年 10 月 1 日には、新神戸トンネル有料道路の管理を神戸市道路公社から引き継ぎ、阪神高速道路ネットワークに組み入れ、お客さまの利便性の更なる向上に努めて参りました。また、11 月には「阪神高速道路の長期維持管理及び更新に関する技術検討委員会」を当社に設置し、阪神高速道路を将来にわたって健全な状態で管理していくための長期的な視点での維持管理のあり方について、技術的な検討を開始しました。

その他の事業におきましても、休憩所事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等について引き続き実施しました。

この結果、当事業年度における当社グループの営業収益は 236,405 百万円（前事業年度比 0.2%減）、営業利益は 2,520 百万円（同 7.4%減）、経常利益は 3,155 百万円（同 10.5%減）、当期純利益は 1,727 百万円（同 46.1%増）となりました。

事業別の状況につきましては、次のとおりです。

<高速道路事業>

高速道路事業では、平成 24 年 1 月に移行した「距離料金」のお客さまへの周知徹底を図るとともに、現金でご利用のお客さまが円滑に距離料金に移行できるよう、「ETC 車載器購入キャンペーン」を継続的に実施し、また、企画割引「阪神高速 ETC 乗り放題パス（『2012SUMMER』、『2012AUTUMN』等）」を販売する等、ETC の普及・利用促進策を積極的に実施しました。さらに、平成 24 年 3 月に策定しました「阪神高速道路株式会社経営改善計画」に基づき、グループ経営の一層の効率化等により更なるコスト縮減を達成し、そのコスト縮減の成果を活用したお客さまサービス向上に係る施策を実施するとともに、グループ会社への業務発注について、競争性・透明性を向上させて参りました。併せて、「安全・安心・快適」な道路サービスを引き続き提供するため、3 号神戸線（月見山～湊川間）及び 13 号東大阪線において大規模補修工事を行いました。

高速道路通行台数は、一日当たり約 72 万台（前事業年度比 0.5%減）とやや減少傾向となりましたが、料金収入は割引施策の変更等により、170,404 百万円（同 2.2%増）となりまし

た。

注) 前事業年度の4月～12月においては、料金圏毎に通行台数を計上していましたが、距離料金移行後は、料金圏を廃止したことから、阪神高速道路利用1回毎に通行台数を計上する方法としています。このため、距離料金移行前の通行台数についても同様の計上方法となるよう換算した数値を用いています。なお、換算後の前事業年度の通行台数は、約73万台/日です。

高速道路の建設につきましては、阪神高速6号大和川線(三宅西～三宅中)が平成25年3月21日に開通しました。また、ミッシングリンクの解消に向け、淀川左岸線や大和川線(三宝JCT～三宅西)の整備を推進するとともに、守口JCT(仮称)、松原JCT改良及び西船場JCT(信濃橋渡り線(仮称))の整備促進に努めて参りました。

【建設中路線等(平成25年3月31日現在)】

路線名	区間	延長(km)
大阪市道高速道路淀川左岸線	(自) 大阪市此花区島屋二丁目 (至) 同市北区豊崎六丁目	8.7 〔4.4〕
大阪府道高速大和川線	(自) 堺市堺区築港八幡町 (至) 松原市三宅中八丁目	9.1 〔4.1〕
神戸市道高速道路2号線	(自) 神戸市長田区南駒栄町 (至) 同市同区蓮池町	0.4
大阪府道高速大阪守口線 (守口ジャンクション(仮称))	守口市大日町付近	――
大阪府道高速大阪松原線 (松原ジャンクション改良)	松原市大堀付近	――
大阪府道高速大阪池田線 (信濃橋渡り線(仮称))	(自) 大阪市西区西本町 (至) 同市同区江戸堀	――

(注) 延長(km)欄の〔〕内は、公共事業及び有料道路事業による合併施行区間を内数で記載しております。

この結果、高速道路事業の営業収益は222,727百万円(前事業年度比2.7%増)となりました。また、当事業年度における高速道路事業の新規投資は75,771百万円、防災安全対策や附属施設の高度化等の改築等投資は15,527百万円となりました。

<受託事業>

受託事業につきましては、大阪府道高速大和川線の工事受託等により、営業収益は9,398百万円(前事業年度比40.2%減)となりました。

<その他の事業>

その他の事業につきましては、休憩所事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、発生土再生活用事業、国際コンサルティング事業等を展開してきました。道路マネジメント事業に関しましては、平成21年から実施している大阪港咲洲トンネル等について事業者側から引き続き高評価を得ているほか、新たに第二阪奈有料道路に係る維持管理の包括マネジメントを受託しました。

この結果、その他の事業の営業収益は4,563百万円(前事業年度比1.6%減)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は 7,205 百万円で、その主な内容は次のとおりであります。

- ① 当事業年度中に完成した主要設備
 - ・ 高速道路事業 料金収受機械の新設及び ETC 設備等の増設等
- ② 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充
 - ・ 高速道路事業 料金収受機械及び ETC 設備等の拡充等
- ③ 当事業年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去・滅失
 - ・ 高速道路事業 旧式料金収受機械の撤去
 - ・ その他の事業 土地等の売却

(3) 資金調達の状況

- ① 平成 24 年 7 月 24 日及び平成 24 年 11 月 29 日に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 12 条第 1 項第 4 号に基づき、各 102.5 億円、合計 205 億円の無利子資金の借入れを行いました。
- ② 平成 24 年 9 月 28 日、新神戸トンネル移管に係る民間借入金として株式会社三井住友銀行外 11 金融機関から総額 366.7 億円の借入れを行いました。
- ③ 平成 24 年 10 月 12 日、第 8 回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）100 億円を発行しました。
- ④ 平成 25 年 2 月 25 日、第 9 回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）250 億円を発行しました。
- ⑤ 平成 25 年 3 月 28 日、株式会社三井住友銀行外 13 金融機関から総額 80 億円の借入れを行いました。

(4) 対処すべき課題

企業理念である「先進の道路サービスへ」の実現に向けて、平成 25 年度は“視点を新たに「安全・安心」！”を阪神高速グループスローガンに掲げ、「安全・安心・快適な道路ネットワーク」の提供に取り組んで参ります。

具体的な取組の内容は、次のとおりです。

<「安全・安心・快適」の更なる追求>

中央自動車道笹子トンネルの事故を受けて、お客さまの安全性を確保するため、平成 24 年度補正予算（緊急経済対策）の一環として位置付けられた緊急修繕を実施します。また、点検手法の見直し等更なる安全性向上を図ります。さらに、「阪神高速道路の長期維持管理及び更新に関する技術検討委員会」からの提言を踏まえた対応を進め、これらの対策等により「安全・安心・快適」を更に追求して参ります。また、津波等の災害対策の強化に引き続き努めるとともに、「安全・安心」に密接に関わる保全点検、維持修繕や交通安全対策を効率的に実施すること等により、お客さまサービスや管理業務全般の質の向上を目指します。

<ミッシングリンク解消に向けたネットワーク整備>

淀川左岸線（島屋～海老江 JCT）につきましては、平成 25 年 5 月 25 日に供用を予定しております。残る淀川左岸線（海老江 JCT～豊崎）及び大和川線（三宝 JCT～三宅西）について適切な工程管理の下、着実に整備促進するとともに、守口 JCT（仮称）、松原 JCT 改良及び西船場 JCT（信濃橋渡り線（仮称））についても事業を推進します。

また、淀川左岸線延伸部や大阪湾岸道路西伸部等については、国や関係地方公共団体と緊密な連携をとり、都市計画や整備のあり方に関する議論に積極的に参画します。

<平成 26 年度以降の魅力的で利用しやすい料金の実現>

平成 26 年度以降の阪神圏の魅力的で利用しやすい料金については、「阪神圏の新たな料金体系に関する検討会（国と地方の検討会）」において、当社としての役割を積極的に果たすとともに、その結果を踏まえ適切に対応します。

<経営改善計画の継続的な実施>

阪神高速道路株式会社経営改善計画については引き続き実施し、「安全・安心」の確保に必要な管理水準を確保しつつコスト縮減を図るとともに、その成果を活用したキャンペーンの実施等により、お客さまサービスの向上に努めて参ります。

<当社の技術・人材を活用した新たなチャレンジ>

休憩所事業、駐車場事業等を着実に推進するとともに、道路マネジメント事業の拡大を図り、土地活用事業等様々な関連事業を推進して参ります。また、高速道路や橋梁の建設・管理に係る国際コンサルティング事業の更なる展開を図ります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団

区 分	第 5 期 (平成 21 年度)	第 6 期 (平成 22 年度)	第 7 期 (平成 23 年度)	第 8 期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	178,233	250,778	236,846	236,405
当期純利益 (百万円)	3,047	4,368	1,182	1,727
1 株当たり 当期純利益 (円)	152.39	218.41	59.13	86.35
総 資 産 (百万円)	317,211	299,978	266,813	330,571
純 資 産 (百万円)	34,389	36,878	38,038	39,770
1 株当たり 純資産額 (円)	1,625.12	1,843.94	1,901.93	1,988.51

②当社

区 分	第 5 期 (平成 21 年度)	第 6 期 (平成 22 年度)	第 7 期 (平成 23 年度)	第 8 期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	176,520	248,500	233,094	232,776
当期純利益 (百万円)	1,889	1,734	1,330	1,095
1 株当たり 当期純利益 (円)	94.50	86.73	66.55	54.77
総 資 産 (百万円)	309,703	290,964	259,629	323,579
純 資 産 (百万円)	29,942	31,676	33,007	34,103
1 株当たり 純資産額 (円)	1,497.10	1,583.83	1,650.38	1,705.15

(6) 重要な親会社及び子会社の状況**①親会社との関係**

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
阪神高速サービス株式会社	40 百万円	100%	駐車場事業・人材派遣事業・休憩所管理事業
阪神高速技術株式会社	80 百万円	100%	保全点検・維持修繕業務
阪神高速パトロール株式会社	10 百万円	100%	交通管理業務
阪神高速トール大阪株式会社	50 百万円	100%	料金收受業務
阪神高速トール神戸株式会社	50 百万円	100%	料金收受業務
阪神高速技研株式会社	30 百万円	100%	調査・設計・積算等業務
株式会社高速道路開発	50 百万円	100% (33.4%)(注)	集客施設事業・旅行事業・ETC活用事業

(注) 議決権比率の () 内は、間接所有割合で、内数であります。

③その他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、高速道路事業、受託事業及びその他の事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりです。

①高速道路事業

ア. 高速道路の新設及び改築

イ. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から借り受けた高速道路の維持・修繕・その他の管理

②受託事業

国、地方公共団体等からの委託による道路の建設・管理・調査等

③その他の事業

休憩所事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、発生土再生活活用事業、国際コンサルティング事業等

(8) 主要な事業所

①当社

本社 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
東京事務所 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
建設事業本部 大阪市西区阿波座一丁目3番15号
大阪建設部 大阪市港区弁天一丁目2番1-1900号
堺建設部 堺市堺区南花田口町二丁3番20号
大阪管理部 大阪市港区石田三丁目1番25号
神戸管理部 神戸市中央区新港町16番1号
京都管理所 京都市伏見区深草中川原町13番7号

②子会社

阪神高速サービス株式会社 大阪市西区西本町一丁目3番15号
阪神高速技術株式会社 大阪市西区西本町一丁目4番1号
阪神高速パトロール株式会社 大阪市西区立売堀一丁目4番12号
阪神高速トール大阪株式会社 大阪市西区立売堀一丁目3番13号
阪神高速トール神戸株式会社 神戸市中央区雲井通四丁目2番2号
阪神高速技研株式会社 大阪市西区阿波座一丁目3番15号
株式会社高速道路開発 大阪市西区靱本町一丁目11番7号

(9) 従業員の状況

①企業集団

区 分	従業員数	前事業年度末比増減
高速道路事業	1,855名	63名増
受託事業		
その他の事業	75名	3名増
全社（共通）	170名	5名減
合計	2,100名	61名増

②当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
688名	13名減	43.0歳	17.6年

(注) 1. 従業員数には、当社から社外への出向者（88名）を除き、社外から当社への出向者（64名）を含めております。

なお、従業員数には、嘱託、パートタイマー、アルバイト及び派遣は含めておりません。

2. 平均勤続年数は、阪神高速道路公団における勤続年数を含めております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	100,838 百万円
株式会社三井住友銀行	6,753 百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	5,237 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,075 百万円
株式会社りそな銀行	2,179 百万円
株式会社新生銀行	1,546 百万円
株式会社あおぞら銀行	627 百万円
株式会社福井銀行	382 百万円
株式会社池田泉州銀行	330 百万円
株式会社京都銀行	180 百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	391 百万円
三井住友信託銀行株式会社	897 百万円
農林中央金庫	2,486 百万円
信金中央金庫	2,155 百万円
株式会社山陰合同銀行	3,500 百万円

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項に基づき引き受けられた債務を除いております。

2. 中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付けで、住友信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社となりました。

2. 会社の株式に関する事項**(1) 発行可能株式総数**

80,000,000 株

(2) 発行済株式の総数

20,000,000 株

(3) 株主数

7名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
国土交通大臣	9,999,996 株	50.0%
大阪府	2,876,722 株	14.4%
大阪市	2,876,722 株	14.4%
兵庫県	1,827,287 株	9.1%
神戸市	1,827,287 株	9.1%
京都府	295,993 株	1.5%
京都市	295,993 株	1.5%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	森 下 俊 三	・西日本電信電話株式会社相談役 ・大阪瓦斯株式会社社外取締役
代表取締役社長	山 澤 俱 和	・株式会社阪急阪神ホテルズ相談役
代表取締役専務取締役	幸 和 範	・兼執行役員（経営企画部及び技術部の一部業務担当） ・阪神高速サービス株式会社社外取締役 ・阪神高速技術株式会社社外取締役 ・株式会社高速道路開発社外取締役
常務取締役	南 部 隆 秋	・兼執行役員（技術部の一部業務及び建設事業本部担当） ・日本高速道路インターナショナル株式会社社外監査役
常務取締役	菅 沼 孝 治	・兼執行役員（総務人事部の一部業務及び監査室担当） ・阪神高速サービス株式会社取締役
常務取締役	川 本 清	・兼執行役員（事業開発部担当）
取締役	林 部 史 明	・兼執行役員（経営企画部の一部業務及び東京事務所担当）
常勤監査役	横 山 雅 之	
監査役	近 藤 勝 直	・流通科学大学サービス産業学部教授 ・一般社団法人システム科学研究所監事 ・一般財団法人阪神高速地域交流センター評議員
監査役	丸 岡 耕 平	

- (注) 1. 取締役会長森下俊三氏は、社外取締役であり、常勤監査役横山雅之氏及び監査役近藤勝直氏は、社外監査役であります。
2. 取締役会長森下俊三氏、代表取締役社長山澤俱和氏、常勤監査役横山雅之氏及び監査役近藤勝直氏は、平成24年6月28日開催の第7回定時株主総会において新たに選任され、それぞれ同日付けで就任しております。
3. 幸和範氏は、平成24年9月13日付けをもって常務取締役から代表取締役専務取締役に就任しております。
4. 監査役近藤勝直氏は、平成25年3月31日付けをもって流通科学大学を退職しており

ます。

5. 常務取締役菅沼孝治氏は、平成25年4月1日付けをもって一般財団法人阪神高速道路技術センター評議員に就任しております。

なお、上記のとおり専務取締役、常務取締役及び取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。

会社における地位	氏名	担当
執行役員	網谷喜明	総務人事部の一部業務並びに保全交通部及び情報システム室並びに管理部及び京都管理所の一部業務担当
執行役員	井川清人	経理部及び営業部並びに管理部及び京都管理所の一部業務担当
執行役員	坂下泰幸	計画部及び環境景観室担当

- (注) 1. 浅野博司氏及び南荘淳氏は、平成24年6月28日付けをもって執行役員を退任いたしました。
2. 井川清人氏及び坂下泰幸氏は、平成24年7月1日付けをもって執行役員に就任いたしました。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任年月日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
大橋光博	平成24年6月28日	任期満了	・代表取締役会長兼社長 ・株式会社MR I 取締役会長
飯島久司	平成24年6月28日	辞任	・常勤監査役（社外監査役）
楠守雄	平成24年6月28日	辞任	・監査役（社外監査役） ・極東開発工業株式会社社外監査役 ・日工株式会社社外監査役

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	7名	111百万円
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	23百万円 (18百万円)
合計	12名	135百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末日現在の取締役は7名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、当事業年度中に退任した取締役1名及び監査役2名（ともに社外監査役）が含まれることと、無報酬の取締役が1名（社外取締役）存在しているためであります。
4. 支給額には、役員退職慰労引当金の繰入額7百万円を含めております。
5. 上記のほか、平成24年6月28日開催の第7回定時株主総会決議に基づき、退任取締

役1名に対し、役員退職慰労金4百万円を支給しております。なお、この金額には、当期及び当期前の事業年度に係る事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役会長森下俊三氏は、西日本電信電話株式会社相談役及び大阪瓦斯株式会社社外取締役であります。当社は、西日本電信電話株式会社及び大阪瓦斯株式会社との間にそれぞれ高速道路の建設に付随する設備移設に係る取引関係があります。

監査役近藤勝直氏は、一般社団法人システム科学研究所監事及び一般財団法人阪神高速地域交流センター評議員であります。当社は、一般社団法人システム科学研究所との間に調査検討業務、一般財団法人阪神高速地域交流センターとの間に調査業務等に係る取引関係があります。

③当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席回数 (10回開催)	監査役会出席回数 (12回開催)
取締役会長 森下 俊三	10回	—
常勤監査役 横山 雅之	10回	12回
監査役 近藤 勝直	9回	11回

(注) 森下俊三氏、横山雅之氏及び近藤勝直氏の出席状況は、平成24年6月28日付けの就任以降のものであります。

イ. 取締役会における発言状況

- ・ 取締役会長森下俊三氏は、組織運営についての豊富な経験を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言を行っております。
- ・ 常勤監査役横山雅之氏は、常勤者としての立場で会社全体の業務の適正性を確保するという観点から、当社の業務運営全般、とりわけお客さまサービスに係るキャンペーンの進め方や関連事業におけるグループ一体経営の在り方等についての発言を適宜行っております。
- ・ 監査役近藤勝直氏は、学識経験者としての専門的知識を活かし、ソフトウェア更新時におけるトラブル発生に対する注意喚起等についての発言を適宜行っております。

④責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	39,400 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,400 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役及び監査役は、会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務の遂行の状況等を考慮し、毎期検討します。また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査役は、当該会計監査人の解任につき検討します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、平成 18 年 5 月 2 日開催の取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システム）の整備について決議しております。（最終改正：平成 25 年 4 月 23 日）

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。

取締役会決定、社内規則に基づき、社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、コンプライアンスに関する体制の整備、施策の実施の推進を図るとともに、コンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図る。

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、社員が電話、電子メール、書面又は面談により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

定例取締役会を原則として月 1 回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の

職務執行の適法性を確保する。

監査役は、取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき、文書、図画又は電磁的記録（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務人事部において保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、社内規則に基づいて適正に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心・快適なネットワークを通じて「先進の道路サービスへ」を目指す企業として、全社的なマネジメント体制の下、リスクの体系的把握・評価に努め、対策を講ずるとともに、経営に重大な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するための体制を運用する。

特に、災害、事故及びシステムダウン等の対応については、社内規則等に基づき体制を整備し、事業継続計画（BCP）及びマニュアル等の着実な運用を図るとともに、道路の安全性を確保するために日々の点検や補修を実施するなど想定される様々なリスクに対する取組みを進める。

また、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から徹底し、随時、訓練を実施するとともに、それらの発生に備えて、交通管制部門を24時間体制にするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整える。

さらに、コンプライアンス、文書（取締役の職務の執行に係る文書を含む。）の作成及び保存等の管理、個人情報の保護、E T C等のセキュリティを含む情報セキュリティマネジメント並びに財務等に係るリスクへの対応については、洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、研修の実施等の必要な措置を講じる。

入札及び契約に関しては、社内規則に基づき、入札監視委員会及び公正入札調査委員会による審査など入札の公正性を保つための体制の運用を通じて、公正な入札の実施及び運用を図るとともに、契約からの暴力団等の排除についても取組みを進める。

取締役会は、これらの実施状況を監督し、リスク管理の徹底を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理する。

また、中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策定し、その進捗状況を評価する経営計画・実績評価制度を運用することにより、業務の着実かつ効率的な推進を図る。

定例取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うとともに、四半期

ごとにと取締役の職務執行状況の報告を行う。併せて、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある経営課題の把握、解決方法の検討等を行うために関係する取締役、執行役員等をメンバーとする重要案件会議を開催し、重要課題への確に対応する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

すべての社員は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。

取締役会決定、社内規則に基づき、社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、あるいはコンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図るとともに、社内におけるコンプライアンス意識の向上に向けた社員研修等の実施により、社員に対する継続的な啓発、支援等を行う。

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、社員が電話、電子メール、書面又は面談により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、組織的な対応をとり、必要に応じて弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

内部監査の実施を通じて、社内のコンプライアンスの状況を点検・評価することにより、会社の業務の適法性及び適正性を確保し、その向上を図る。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、阪神高速グループ全体の総合力の向上を目的に、グループ会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めた社内規則を制定し、グループ全体の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。

そのため、グループ会社の経営目標、達成状況及び課題を共有し、意見交換を行う場として、当社及びグループ会社の社長からなるグループ会社経営計画報告会を定期的開催する。

また、阪神高速グループの一員としての意識を高めるとともに、グループ内で社外相談・通報窓口の活用を図ることにより、グループ一体となったコンプライアンスを推進する。

監査役は必要に応じてグループ会社の業務状況等を調査する。また、監査室は、業務の適法性・適正性・効率性を確保するため及び内部統制の確立を支援するため、関係部門と連携を図り当社及びグループ会社に対する内部監査を定期的実施し、その結果を当社及び当該グループ会社の社長に報告する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室に専属の使用人を配置し、監査役又は監査役会の指示に従い監査業務を補助させる。

監査役室の使用人の人事異動については、事前に取り締役から監査役に協議するものとする。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査役が取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保する。

また、監査役会との協議による「取締役が監査役会に報告すべき事項」に基づく重大な事項の報告、文書回付等の体制の運用を通じて、監査役へ適時適切な情報提供を実施するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事案についての社員相談・通報の状況を定期的に報告するものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の最重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努める。

また、その他の取締役についても適宜、監査役との意見交換を行うものとする。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

平成25年3月31日

資産の部

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

I 流動資産			
現金及び預金		6,123	
高速道路事業営業未収入金		17,656	
未収入金		6,322	
未収還付法人税等		22	
未収消費税等		1,856	
有価証券		33,600	
仕掛道路資産		204,411	
原材料及び貯蔵品		246	
受託業務前払金		11,064	
繰延税金資産		964	
その他		1,911	
貸倒引当金		△7	
	流動資産合計	284,172	
II 固定資産			
1. 有形固定資産			
建物及び構築物	24,516		
減価償却累計額	△8,321	16,194	
機械装置及び運搬具	47,282		
減価償却累計額	△26,906	20,375	
土地		4,098	
リース資産	1,236		
減価償却累計額	△627	609	
建設仮勘定		1,024	
その他	1,376		
減価償却累計額	△809	566	
	有形固定資産合計	42,870	
2. 無形固定資産			
ソフトウエア		1,315	
その他		6	
	無形固定資産合計	1,321	
3. 投資その他の資産			
投資有価証券		693	
繰延税金資産		432	
その他		1,120	
貸倒引当金		△40	
	投資その他の資産合計	2,206	
	固定資産合計	46,398	
	資産合計	330,571	

負債の部

(単位:百万円)

I 流動負債		
高速道路事業営業未払金		32,136
未払金		5,961
1年以内返済予定長期借入金		60,471
リース債務		203
未払法人税等		1,214
未払消費税等		139
受託業務前受金		10,789
前受金		480
賞与引当金		1,319
回数券払戻引当金		215
仕掛道路損失引当金		1,320
その他		1,083
	流動負債合計	115,334
II 固定負債		
道路建設関係社債		84,048
道路建設関係長期借入金		66,938
長期借入金		3,166
リース債務		395
繰延税金負債		92
退職給付引当金		19,764
役員退職慰労引当金		73
ETCマイレージサービス引当金		188
負ののれん		176
その他		621
	固定負債合計	175,466
	負債合計	290,801

純資産の部

I 株主資本		
資本金		10,000
資本剰余金		10,000
利益剰余金		19,762
	株主資本合計	39,762
II その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		8
	その他の包括利益累計額合計	8
	純資産合計	39,770
	負債・純資産合計	330,571

連結損益計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

I. 営業収益		236,405
II. 営業費用		
道路資産賃借料	127,752	
高速道路等事業管理費及び売上原価	102,207	
販売費及び一般管理費	3,925	233,885
営業利益		2,520
III. 営業外収益		
受取利息	15	
土地物件貸付料	26	
寄付金収入	23	
原因者負担収入	10	
負ののれん償却額	374	
デリバティブ評価益	1	
持分法による投資利益	104	
その他	146	704
IV. 営業外費用		
支払利息	51	
偽造ハイウェイカード損失	1	
その他	15	68
経常利益		3,155
V. 特別利益		
固定資産売却益	184	
投資有価証券償還益	0	
出資金償還益	20	204
VI. 特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却費	62	
投資有価証券償還損	0	
減損損失	27	90
税金等調整前当期純利益		3,269
法人税、住民税及び事業税	1,711	
過年度法人税等	4	
法人税等調整額	△173	1,542
少数株主損益調整前当期純利益		1,727
当期純利益		1,727

連結株主資本等変動計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
平成24年4月1日残高	10,000	10,000	18,035	38,035	3	3	38,038
連結会計年度中の変動額							
当期純利益			1,727	1,727			1,727
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					4	4	4
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,727	1,727	4	4	1,731
平成25年3月31日残高	10,000	10,000	19,762	39,762	8	8	39,770

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称
阪神高速サービス(株)
阪神高速技術(株)
阪神高速パトロール(株)
阪神高速トール大阪(株)
阪神高速トール神戸(株)
阪神高速技研(株)
(株)高速道路開発

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 阪申土木技術諮詢(上海)有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 6社

関連会社の名称
(株)情報技術
(株)テクノ阪神
内外構造(株)
(株)ハイウェイ管制
阪神施設工業(株)
阪神施設調査(株)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(阪申土木技術諮詢(上海)有限公司)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

(時価のあるもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

原材料及び貯蔵品

主として個別法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法、連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～60年
機械装置及び運搬具	5～17年
その他	5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

④仕掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当連結会計年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)を採用しております。

⑥役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑦ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。

②重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高
工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

減価償却方法の変更

連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 投資有価証券のうち非連結子会社及び関連会社に対するもの

株式 466百万円

(2) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債84,048百万円(額面84,160百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債71,340百万円(額面)の担保に供しております。

(3) 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- ① 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 492,500百万円

- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 129,105百万円

なお、上記引渡しにより道路建設関係社債が15,000百万円、道路建設関係長期借入金が39,339百万円それぞれ減少しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い譲渡性預金等の手段により運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

なお、一部の連結子会社が、運用収益の確保を目的として、債券及びデリバティブが組み込まれた複合金融商品(仕組債)等を保有しておりますが、当該連結子会社の社内規程に基づき、取締役会の決議、承認を得て売買取引を執行しているほか、為替相場及び市場金利の動向等を踏まえ取締役会において定期的に運用状況を報告するなど、急激な環境の変化に即座に対応できる体制を整えております。

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、高速道路事業におけるクレジットカード会社に対するETC料金未収入金等であり、信用リスクは僅少であります。また、営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

道路建設関係長期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクを最小限に止めるため、固定金利である社債と変動金利である民間借入金とのバランスを考慮しながら調達を行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	6,123	6,123	-
(2) 高速道路事業営業未収入金	17,656	17,656	-
(3) 未収入金	6,322	6,322	-
(4) 未収還付法人税等	22	22	-
(5) 未収消費税等	1,856	1,856	-
(6) 有価証券及び投資有価証券	33,807	33,807	-
資産計	65,788	65,788	-
(1) 高速道路事業営業未払金	32,136	32,136	-
(2) 未払金	5,961	5,961	-
(3) 1年以内返済予定長期借入金	60,471	60,471	-
(4) 未払法人税等	1,214	1,214	-
(5) 未払消費税等	139	139	-
(6) 道路建設関係社債	84,048	86,562	2,513
(7) 道路建設関係長期借入金	66,938	66,938	-
(8) 長期借入金	3,166	3,166	-
負債計	254,076	256,590	2,513

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)高速道路事業営業未収入金、(3)未収入金、(4)未収還付法人税等及び(5)未収消費税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)高速道路事業営業未払金、(2)未払金、(4)未払法人税等及び(5)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)1年以内返済予定長期借入金、(7)道路建設関係長期借入金及び(8)長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してあります。

(6)道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定してあります。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額486百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(6)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,988円51銭
1株当たり当期純利益金額	86円35銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	1,727百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	1,727百万円
普通株式の期中平均株式数	20,000千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

平成25年3月31日

阪神高速道路株式会社

資産の部

(単位:百万円)

I	流動資産		
	現金及び預金	4,788	
	高速道路事業営業未収入金	17,651	
	未収入金	6,005	
	未収消費税等	1,856	
	有価証券	33,600	
	仕掛道路資産	204,452	
	貯蔵品	141	
	受託業務前払金	11,064	
	前払費用	67	
	繰延税金資産	498	
	その他	251	
	貸倒引当金	△7	
	流動資産合計		280,370
II	固定資産		
A	高速道路事業固定資産		
	有形固定資産		
	建物	849	
	構築物	11,328	
	機械及び装置	20,266	
	車両運搬具	64	
	工具、器具及び備品	71	
	建設仮勘定	983	
	無形固定資産		
	ソフトウェア	558	
	その他	1	
	B 関連事業固定資産		
	有形固定資産		
	建物	57	
	構築物	18	
	機械及び装置	0	
	車両運搬具	0	
	工具、器具及び備品	0	
	土地	2,006	
	建設仮勘定	3	
	無形固定資産		
	ソフトウェア	0	
	その他	0	
	C 各事業共用固定資産		
	有形固定資産		
	建物	3,126	
	構築物	31	
	工具、器具及び備品	297	
	土地	1,238	
	リース資産	63	
	建設仮勘定	23	
	無形固定資産		
	ソフトウェア	517	
	その他	0	
	D その他の固定資産		
	有形固定資産		
	土地	500	
	E 投資その他の資産		
	投資有価証券	20	
	関係会社株式	383	
	長期前払費用	493	
	その他	343	
	貸倒引当金	△40	
	固定資産合計		43,209
	資産合計		323,579

負債の部

(単位:百万円)

I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		28,577	
1年以内返済予定長期借入金		60,471	
未払金		4,714	
リース債務		33	
未払費用		446	
未払法人税等		776	
預り金		7,171	
受託業務前受金		10,789	
前受金		305	
賞与引当金		670	
回数券払戻引当金		215	
仕掛道路損失引当金		1,320	
その他		333	
	流動負債合計		115,826
II 固定負債			
道路建設関係社債		84,048	
道路建設関係長期借入金		66,938	
その他の長期借入金		3,166	
リース債務		18	
繰延税金負債		98	
受入保証金		38	
退職給付引当金		18,918	
役員退職慰労引当金		30	
ETCマイレージサービス引当金		188	
その他		204	
	固定負債合計		173,650
	負債合計		289,476
純資産の部			
I 株主資本			
資本金			10,000
資本剰余金			
資本準備金		10,000	
	資本剰余金合計		10,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金	150		
高速道路事業別途積立金	12,152		
関連事業別途積立金	3		
繰越利益剰余金	1,796	14,103	
	利益剰余金合計		14,103
	株主資本合計		34,103
	純資産合計		34,103
	負債・純資産合計		323,579

損益計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	170,404		
道路資産完成高	51,566		
その他の売上高	22	221,993	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	127,752		
道路資産完成原価	52,886		
管理費用	39,767	220,407	
高速道路事業営業利益			1,585
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	78		
駐車場事業収入	502		
受託業務収入	9,398		
その他営業事業収入	803	10,783	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	78		
駐車場事業費	219		
受託業務事業費	9,420		
その他営業事業費	857	10,575	
関連事業営業利益			207
全事業営業利益			1,793
III. 営業外収益			
受取利息		8	
有価証券利息		13	
受取配当金		206	
土地物件貸付料		27	
寄付金収入		23	
原因者負担収入		10	
雑収入		35	325
IV. 営業外費用			
支払利息		58	
偽造ハイウェイカード損失		1	
雑損失		4	64
経常利益			2,054
V. 特別利益			
固定資産売却益		184	184
VI. 特別損失			
固定資産売却損		0	
固定資産除却費		47	
減損損失		4	52
税引前当期純利益			2,185
法人税、住民税及び事業税		1,161	
法人税等調整額		△70	1,090
当期純利益			1,095

株主資本等変動計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
			固定資産 圧縮積立金	高速道路事業 別途積立金	関連事業 別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成24年4月1日残高	10,000	10,000	155	10,987	3	1,861	13,007	33,007	33,007
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩			△ 4			4	-	-	-
別途積立金の積立				1,165		△ 1,165	-	-	-
当期純利益						1,095	1,095	1,095	1,095
事業年度中の変動額合計	-	-	△ 4	1,165	-	△ 65	1,095	1,095	1,095
平成25年3月31日残高	10,000	10,000	150	12,152	3	1,796	14,103	34,103	34,103

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - その他有価証券
(時価のないもの)
移動平均法による原価法によっております。
 - (2) たな卸資産
 - 評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。
 - ① 仕掛道路資産
 - 個別法を採用しております。
 - なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
 - また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
 - ② 貯蔵品
 - 主として個別法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法を採用しております。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物	5～60年
機械及び装置	5～17年

 - また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法を採用しております。
 - なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
 - (3) リース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
 - (3) 回数券払戻引当金
 - 回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。
 - (4) 仕掛道路損失引当金
 - 将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当事業年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。
 - (5) 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌年から費用処理することとしております。
 - (6) 役員退職慰労引当金
 - 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
 - (7) ETCマイレージサービス引当金
 - ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高
工事完成基準を適用しております。

受託業務収入
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債84,048百万円(額面84,160百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債71,340百万円(額面)の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

34,805百万円

3. 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

492,500百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

129,105百万円

なお、上記引渡しにより道路建設関係社債が15,000百万円、道路建設関係長期借入金が39,339百万円それぞれ減少しております。

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	102百万円
短期金銭債務	8,220百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

高速道路事業営業収益	0百万円
高速道路事業営業費用	27,587百万円
関連事業営業収益	632百万円
関連事業営業費用	787百万円

営業取引以外の取引 1,322百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	6,732 百万円
回数券払戻引当金	81 百万円
賞与引当金	254 百万円
仕掛道路損失引当金	501 百万円
未払事業税	91 百万円
ETCマイレージサービス引当金	67 百万円
減損損失	635 百万円
前受金	113 百万円
その他	218 百万円
繰延税金資産小計	8,696 百万円
評価性引当額	△ 8,197 百万円
繰延税金資産合計	498 百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△ 92 百万円
その他	△ 6 百万円
繰延税金負債合計	△ 98 百万円

繰延税金資産の純額 400 百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	498 百万円
固定負債－繰延税金負債	△ 98 百万円

道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定による、道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額は、以下のとおりであります。

なお、当該賃借料の支払期日は平成62年9月30日であります。

1年以内	134,531百万円
1年超	6,181,401百万円
合計	6,315,933百万円

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の賃借料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の賃借料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。
2. 道路資産の賃借料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都 千代田区		国土交通 行政	(被所有) 直接 50.0	高速道路 建設、改 築事業等 に関する分 担金の支 払い等	受託業務 収入	1,399	未収入金	118
							受託事業 による前受 金の受入	2,717	受託業務 前受金	10,490

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。
2. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割 合(%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	阪神高速技術 株式会社	大阪市 西区	80	高速道路 の保守点 検・維持 修繕業務	(所有) 直接 100.0	高速道路 の保守点 検・維持 修繕業務 の委託 役員の兼 任	資金の預 り (※1)		預り金	3,499

- (注) ※ 1. 当社では、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(以下「CMS」という。)を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとにとり金額を集計することは困難であるため、期末残高のみを記載しております。
なお、金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 期末残高には、消費税等が含まれております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割 合(%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権 の過半数 を自己の 計算にお いて所有し ている会社 等	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返済 機構	東京都 港区	5,376.311	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 貸付け、 承継債務 等の返済 等	なし	道路資産 の賃借	道路資産 賃借料の 支払 (※1)	127,752	高速道路 事業営業 未払金	11,417
									高速道路 事業営業 未収入金	1,304
						道路資産 と債務の 引渡	完成道路 資産の引 渡	51,566	高速道路 事業営業 未収入金	1,455
							道路建設 関係債務 の引渡 (※2)	54,339	—	—
						借入金 の連帯債務	債務保証 (※2、3)	621,605	—	—
	資金の 借入	道路建設 関係借入 金の借入 (※4)	20,500	道路建設 関係長期 借入金	41,433					
		1年以内 返済予定 長期借入 金		59,404						

(注)※ 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。

※ 2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

※ 3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

※ 4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利子であります。

5. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,705円15銭

1株当たり当期純利益金額 54円77銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株主が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益 1,095百万円
 普通株主に帰属しない金額 —
 普通株式に係る当期純利益 1,095百万円
 普通株式の期中平均株式数 20,000千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月28日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市田 龍 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕 之 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月28日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市田 龍 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営責任者会議、重要案件会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月31日

阪神高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 横山 雅之 ㊞

監査役 丸岡 耕平 ㊞

監査役 近藤 勝直 ㊞

(注) 常勤監査役横山雅之、監査役近藤勝直は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(決議事項)

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分の内容は、以下に記載のとおりであります。

当社としては、高速道路事業の将来の不確定要因に備えるため、前期と同様、繰越利益剰余金1,796百万円のうち高速道路事業に係る当期純利益相当額933百万円を高速道路事業別途積立金として積み立てさせていただきたく存じます。

なお、可能な限り自己資本の充実に努めるため、当期は無配当とさせていただきたくお願い致します。

(剰余金の処分に関する事項)

1. 増加する剰余金の項目とその金額

高速道路事業別途積立金	933,459,896円
-------------	--------------

2. 減少する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金	933,459,896円
---------	--------------

第2号議案 取締役選任の件

取締役川本清氏及び林部史明氏は、本総会の終結の時をもって辞任されます。つきましては、後任の取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであり、本総会の終結の時をもって就任する予定であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	あみ たに よし あき 網谷喜明 (昭和27年2月23日)	昭和50年4月 兵庫県採用 平成15年4月 同 北播磨県民局企画調整部参事 (三木市技監) 平成17年4月 同 県土整備部土木局道路計画課長 平成19年4月 同 中播磨県民局県土整備部長兼 姫路土木事務所長 平成21年4月 同 企業庁地域整備局長兼企画県民部 参事 平成22年4月 同 中播磨県民局長 平成23年4月 阪神高速道路㈱ 執行役員 (現在に至る)	なし
2	はせがわ しん 長谷川新 (昭和34年9月10日)	昭和57年4月 建設省採用 昭和63年6月 同 近畿地方建設局道路部路政課長 平成13年7月 都市基盤整備公団都市整備部都市整備 企画課長 平成14年8月 国土交通省河川局水政課水利調整室長 平成17年8月 同 関東地方整備局建政部長 平成19年7月 阪神高速道路㈱ 経営企画部長 平成21年7月 国土交通省総合政策局行政情報化推進 課長 平成23年7月 内閣官房地域活性化統合事務局次長 (現在に至る)	なし

(注) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役選任の件

監査役丸岡耕平氏は、本総会の終結の時をもって辞任されます。つきましては、後任の監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであり、本総会の終結の時をもって就任する予定であります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
かわもと きよし 川本 清 (昭和25年1月5日)	昭和49年4月 大阪市採用 平成12年4月 同 港湾局副理事(大阪港埠頭公社出向) 平成16年4月 同 港湾局企画振興部長 平成17年4月 同 港湾局計画整備部長 平成19年4月 同 港湾局長 平成22年6月 阪神高速道路㈱常務取締役 (現在に至る)	なし

(注1) 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 上記候補者は平成25年6月27日付けで公益社団法人大阪港振興協会会長に就任を予定しております。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金支給の件

本総会の終結の時をもって、取締役を辞任されます取締役川本清氏及び監査役を辞任されます監査役丸岡耕平氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれ御一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
川本 清	平成 22 年 6 月 当社常務取締役(現在に至る)
丸岡 耕平	平成 22 年 6 月 当社常勤監査役 平成 22 年 9 月 当社非常勤監査役(現在に至る)